

令和3年10月12日

各県立学校長 様

高校教育課長  
特別支援教育課長  
保健体育課長  
教職員課長

### 『三重県指針』 ver. 13 を踏まえた県立学校の対応について（通知）

三重県では、10月1日から10月14日までを「三重県リバウンド阻止重点期間」としてきましたが、感染者数は減少し、10月14日をもって終了されることとなりました。

次の波を小さく、短く抑え込むため、改めて感染防止対策を徹底することが重要です。このたび、10月12日付で『三重県指針』が改訂されましたので、各学校においては、別添の『三重県指針』 ver. 13 を踏まえ、下記のとおり適切に対応願います。

#### 記

#### 1 感染症対策と健康管理の徹底

- ・ マスクの着用や手洗いの励行、換気、毎日の検温やバランスの取れた食事、十分な睡眠など、基本的な感染症対策を徹底するとともに、授業や行事、登下校時における身体的距離の確保、大声での発声をしないなどの対策を徹底する。その際、飲食や休憩時間、移動など、居場所が切り替わると感染リスクが高まることに留意して対応する。
- ・ 児童生徒に発熱等の風邪症状がある場合には、自宅で休養することを徹底させる。また、風邪症状や体調の変化があった場合はもちろんのこと、日頃の体調と比べて少しでもおかしいと思う症状があれば、できる限り早期に医療機関に相談するか、医療機関を受診するよう勧める。
- ・ 児童生徒の同居の家族に発熱等風邪症状が見られる場合、本人・保護者から登校を控えたい旨の相談があった際は、事情を聞き取ったうえで「出席停止」とすることも可能とする。また、家庭内でもマスクを着用したり、別室があれば家族とは別室で過ごしたりする等の対策を助言する。

#### 2 教育活動

##### (1) 学校内における教育活動

- ・ 「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動」については、換気、身体的距離の確保や手洗いなどの感染症対策を十分に行ったうえで慎重に実施する。

##### (2) 登下校に係る留意事項

- ・ 公共交通機関を利用する際、会話を控える、マスクを着用する、降車後（または学校到着後）は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場

合は顔を洗うなどの基本的対策を行うほか、できるだけ乗客が少ない時間帯に利用するよう指導する。

- ・ 不要不急の寄り道や下校時の集団での飲食等をしないよう指導する。

### (3) 学校行事等について

- ・ 県外から外部講師を招聘する場合は、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、都道府県独自の警戒宣言が発令されていない地域からの来校を基本とするが、延期やオンラインでの対応が難しい場合は、上記宣言等が発令されている地域であっても、外部講師の健康観察の結果を確認するとともに感染防止対策を十分に講じたうえで可能とする。
- ・ 体育祭については、「感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動」は、実施について慎重に検討し、種目を精選するなど、感染防止対策を確認、徹底する。また、公開する場合には、来場者の人数を制限したり、誘導したりする等「密集」を回避する対策を検討する。
- ・ 文化祭については、令和3年8月3日付け「県立学校における文化祭について（依頼）」を踏まえ、適切に対応する。

## 3 部活動

- ・ 通常の活動ができるものとする。
- ・ 部活動を実施するときは、「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を踏まえ感染予防対策を行う。また、更衣や飲食、休憩時間、移動など居場所が切り替わると気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることから、密を避け会話は控えるとともに、マスクを着用するなど感染防止対策を徹底する。部活動終了後はすみやかに帰宅する。
- ・ 県外への移動を伴う部活動については、緊急事態宣言、まん延防止等重点措置（特に重点措置を講じる区域）が発令されている地域における活動は避けるとともに、当該都道府県や区域の学校が来県することも同様とする。
- ・ 宿泊を伴う活動については、感染防止対策や行程を生徒・保護者に十分説明し、理解を得たうえで、自主的な参加とする。宿泊する部屋は、周囲と十分に距離が保てるよう、一部屋あたりの人数について配慮し、部屋の窓を開けるなど換気を行う。なお、宿泊を伴う活動は、令和2年8月31日付け「宿泊を伴う部活動について（通知）」により事前に報告する。

## 4 修学旅行・遠足

全学年において、次の対応とする。

### <修学旅行>

- ・ 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、都道府県独自の警戒宣言が発令されていない地域を行先とする。
- ・ 児童生徒や保護者が安心できるものとなるよう、旅行業者やPTA役員等と連携し、感染症対策を徹底するとともに、保護者説明会などをとおして安全面に関する対応について丁寧に説明する。
- ・ 「旅行関連業における新型コロナウイルス感染症対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」等を参考にして旅行業者と連携して対応する。

## <遠足>

- ・ 緊急事態宣言、まん延防止等重点措置、都道府県独自の警戒宣言が発令されていない地域を行先とする。
- ・ 実施する場合は、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第4版）」を参考に、目的地と移動時の感染防止対策を確認、徹底する。

## 5 教職員の感染症対策

- ・ 「1 感染症対策と健康管理の徹底」を踏まえた行動を徹底する。
- ・ 同一分掌や同一教科等で複数教員が密集すると感染リスクが高まるとともに、万一の場合業務全体が停止する危険性が高まることから、学校運営業務が遂行できる体制を維持したうえで各職員の接触機会の低減を進める。
- ・ 教職員に発熱等の風邪症状がある場合は、自宅で休養することを徹底する。また、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合は、出勤について医師等に相談するなど、慎重に検討する。
- ・ 飲食は少人数、短時間とするとともに、会話の際はマスクを着用する「マスク会食」、食事中は会話をしない「黙食」を実践するなど、飛沫感染に注意した感染防止対策を徹底する。
- ・ 出張については、オンライン会議等の活用を含め、各学校において業務の必要性・緊急性を慎重に検討する。出張が必要な場合は、感染防止対策を徹底したうえで実施する。
- ・ 在宅勤務制度、時差出勤勤務制度及び特別休暇制度の活用についても再度周知し、可能な限りの感染症対策に努める。

## 6 県立学校体育施設開放について

施設開放を再開する。

## 7 その他

- ・ ワクチン接種は希望に基づき行われるものであり、接種を強制することや、接種していない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為のないよう指導する。
- ・ 教職員が児童生徒に対し、ワクチン接種の有無を公然と確認するなどの事例が報道されているが、差別や同調圧力につながる行為は行わない。

### 事務担当

高校教育課	課長補佐兼班長	西川	俊朗	TEL：059-224-3002
特別支援教育課	課長補佐兼班長	加藤	謙司	TEL：059-224-2961
保健体育課	課長補佐兼班長	横山	勝規	TEL：059-224-2973
教職員課	主幹兼係長	奥山	剣司	TEL：059-224-2956